定款案（第９版、１１月１日版）における会員配布定款案（第７版：８月２５日案）の修正点

条文の修正

１）第２１条第４項　理事会の議長は、理事長とする。

変更：理事会の議長は、理事長とする。ただし、理事長に事故があったときは、出席理事の互選で定める。

このままでは理事長が欠けた場合に誰を議長にすべきかの規定がないことになるので下線の部分を加えた。

２）第２２条第３項　前２項の決議には、議長は加わることができない。ただし、会議の議事が可否同数のときは、議長の決するところによる。

変更：削除

モデル定款には、この条項はなく、定款に記載しなくても議長も議決に加わることができるので、第３項全体を削除した。

３）第３１条第６項　第４項及び 第５項の決議には、議長は加わることかができない。ただし、会議の議事が可否同数のときは、議長の決するところによる。

変更：削除

モデル定款には、この条項はなく、定款に記載しなくても議長も議決に加わることができるので、第３項全体を削除した。

附則の追加

新定款の施行日、最初の理事長と最初の事業年度についての規定についての附則を追加した。

語句の修正

第１０条第１項（２）、第１０条第２項、第１２条（１）、第１４条第１項、第１７条第３項、第２３条第１項（３）、第３０条（１０）、第３１条第３項、第３５条